

会津若松市庁舎整備実施設計技術協力及び調査業務委託仕様書

本業務の受注者となった者は、発注者及び設計者と締結する会津若松市庁舎整備に関する三者協定書（以下「三者協定」という。）に基づき、実施設計に関する協議を行う三者協議会に出席し、会津若松市庁舎整備実施設計技術協力及び調査業務委託プロポーザル（公募型）（以下「本プロポーザル」という。）時において提案した技術提案・VE提案だけでなく、実施設計段階における更なる技術的・経済的な提案等を実施設計に反映させるため、以下の業務を実施する。

I. 業務概要

1. 業務名称 会津若松市庁舎整備実施設計技術協力及び調査業務

2. 委託期間 契約締結日から令和4年10月31日（予定）まで

3. 計画施設概要

本業務の対象となる施設（以下「対象施設」という。）の概要は次のとおりとする。

- (1) 施設名称 会津若松市役所庁舎
- (2) 敷地の場所 福島県会津若松市東栄町 地内
- (3) 施設用途 市庁舎（平成31年国土交通省告示第98号 別添二 第四号 第2類）

4. 適用

会津若松市庁舎整備実施設計技術協力及び調査業務委託仕様書（以下「委託仕様書」という。）に記載する事項を適用する。

5. 設計と条件

(1) 敷地の条件

- a. 敷地の面積 本庁舎敷地：6,277.68㎡
(他に整備範囲として歩道整備59.87㎡)
- b. 用途地域及び地区の指定 本庁舎敷地：商業地域、準防火地域

(2) 施設の条件

- a. 施設の延べ面積 新庁舎・旧館・附属棟：13,722.74㎡
- b. 主要構造 耐火建築物（RC造一部S造・免震構造）
- c. 耐震安全性の分類

官庁施設の総合耐震・対津波計画基準（平成25年3月28日改定国土交通省官庁営繕部）による、耐震安全性の分類は次のとおりとする。

- 1) 構造体 新庁舎・附属棟1：Ⅰ類、旧館：Ⅱ類、その他の棟：Ⅲ類
- 2) 建築非構造部材 新庁舎・旧館・附属棟1：A類
- 3) 建築設備 新庁舎・旧館・附属棟1：甲類

(3) 建設の条件

- a. 工事費限度額 5,398,800,000円（消費税及び地方消費税を含む）
- b. 工事期間 工事請負契約日（本契約）の翌日から令和7年3月17日（予定）まで

(4) 工事種別

○新築 ○増築 ○改修 ○解体

(5) 設備設計

○昇降機（ 会津若松市庁舎整備基本設計図書による。 ）

○その他（ 電気・情報・空調・給排水衛生設備[業務対象外]の内容は「会津若松市庁舎整備基本設計図書」による。 ）

(6) 屋外整備計画

○囲障 ○門 ○敷地排水 ○植栽 ○舗装 ○駐車場 ○駐輪場

(7) 設計と条件の資料

設計と条件については、次の資料による。

○会津若松市庁舎整備基本設計図書

○会津若松市庁舎整備基本設計説明書（概要版）

○会津若松市庁舎整備基本計画の精査と整備に向けた方向性の整理

○会津若松市庁舎整備基本計画

○会津若松市本庁舎旧館保存活用計画及び庁舎整備行動計画

○会津若松市庁舎整備実施設計技術協力及び調査業務委託プロポーザル（公募型）
募集要項

○会津若松市庁舎整備実施設計技術協力及び調査業務委託プロポーザル（公募型）
技術提案書（技術提案・V E提案・概算工事費見積書等） 一式

(8) 管理技術者等の資格要件

会津若松市庁舎整備実施設計技術協力及び調査業務委託プロポーザル（公募型）
募集要項による。

II. 業務仕様

委託仕様書及び委託図書に記載されていない事項は、福島県建築・設備設計業務委託共通仕様書による。

1. 業務の内容及び範囲

(1) 実施設計技術協力業務

a. 実施設計全般にかかる技術検証

受注者は、設計者が行う設計の内容に対して技術提案が適切に反映されていることを確認する。また、技術提案以外の部分を含めて施工性の観点から実施設計の内容の確認を行う。実施設計の内容について疑義がある場合は、発注者に報告し指示を受けるものとする。

b. 施工実施方針及び施工計画の検討等

受注者は、設計者が行う実施設計の内容に応じた施工方法、資材・部材の搬入計画、施工順序、工事工程表等、工事の実施に当たって必要な計画を記載した施工実施方針及び施工計画の作成にあたり、計画等の検証や必要な検討等を行い連携・協力すること。

- 1) 総合施工計画の検討、提案
 - 2) 仮設計画の検討、提案
 - 3) 工事工程の検討、提案及び工程表の作成
- c. 技術提案書等の提出
- 1) 本プロポーザルで提案された技術提案・VE提案
受注者は、本プロポーザル時において提案した技術提案及びVE提案を実施設計に反映するにあたり必要となる技術提案等に関する機能・性能、適用条件等の技術情報、見積書、見積根拠等を提出する。
 - 2) 本業務期間内での技術提案・VE提案
受注者は、本プロポーザル時に提案した技術提案等に関わらず、コスト縮減や工期短縮、施工時の制約条件への対応、周辺環境への負荷の低減等に有効な技術提案及びVE提案を行う。
- d. コスト管理支援
- 1) 全体工事費管理支援
受注者は、実施設計で設計者が行う工事費積算に際し、本プロポーザル時及び実施設計期間でのVE提案や施工・仮設計画等の提案に基づく工事費内訳明細書を作成するとともに、全体工事費内訳書の作成・更新に対する支援・協力を行う。尚、更新にあたっては、資材等の価格変動などを踏まえながら、実施設計の進捗に応じて定期的に精査・更新し、コスト管理を図るものとする。また、受注者は、発注者及び設計者からの提案に対しても、工事費積算に係る支援・協力を行う。
 - 2) 実施設計図書に基づく工事費見積書等の作成
受注者は、実施設計図書完成後、本図書に基づき工事費見積書（工事の内訳が確認できる工事費内訳書・工事費内訳明細書を含む）を作成し発注者に提出する。なお、本工事費見積書の内容は、基本協定書・三者協定書に基づく協議結果を踏まえたものであること。
- e. 関係機関との協議資料作成支援
- 受注者は、発注者及び設計者が行う関係機関との協議にあたって協議資料の作成支援を行う。また、協議にあたり施工の視点からの助言を行う。
- f. 三者協議会への出席等
- 受注者は、発注者及び設計者で構成する三者協議会に出席する。三者協議会は月1回程度とし、管理技術者のほか、発注者が指示する場合は歴史的建築物の保存・改修等の工事担当実績がある技術者を出席させること。
- g. 業務報告書の作成
- 受注者は、業務の成果として「Ⅱ.3成果物」に基づき報告書を作成する。

(2) 構造調査業務（既存庁舎）

【調査項目・内容表】

調査項目	調査内容	調査方法	数量
コンクリート 圧縮強度試験	・現状の構造体コンクリートの強度を確認	・コア採取法	2階壁 1箇所 3階壁 1箇所
躯体寸法・配筋調査	・不明部材の躯体寸法計測・鉄筋の探査 ・せん断補強筋(フープ筋・スターラップ筋)の間隔を確認	・実測 ・レーダ探査 ・はつり調査	・部材採寸 柱 7箇所 梁 12箇所 ・鉄筋探査 柱 9箇所 梁 24箇所 ・はつり調査 大 4箇所 中 34箇所 小 10箇所 ・せん断補強筋の間隔確認 1階 9箇所 2階 20箇所 3階 19箇所 PH階 10箇所
床スラブ配筋・厚さ調査	・床スラブの配筋状況を確認 [測定位置] ・主筋方向: 端部・中央部 ・配力筋方向: 端部・中央部 ・PH階スラブ(シンダーコンクリート、躯体)の厚さ・鉄筋径を確認	・レーダ探査 ・X線撮影 ・コア採取法	・配筋 2階床 2箇所 3階床 2箇所 PH階床 2箇所 ・スラブ厚さ・コア採取 2階 2箇所 3階 2箇所 PH階 2箇所
鉄筋強度調査	・不明部材調査のはつりにより鉄筋露出させた箇所で鉄筋の表面硬度を測定し、鉄筋強度を推定	・ビッカーズ硬さ試験	柱 2箇所 梁 1箇所
杭基礎調査	・掘削し、杭種別を確認	・掘削 ・目視	旧館 1箇所 新館 1箇所
アンカー引張試験	・既存構造体コンクリートへあと施工アンカーを打込み、引張強度を確認	・レーダ探査 ・アンカー打込み引張試験	D10,D13,D16,D19:4種×15箇所 計 60本

※コンクリートコア供試体による圧縮強度試験は公的試験機関にて実施

※詳細な調査位置は設計者との協議による

(3) 地質調査業務

敷地南側の第2粘性土層について、以下の事項の確認をするため地質調査を行う。

- ・ 第2粘性土層の範囲確認
- ・ 支持層の層厚確認
- ・ 地層構成の確認
- ・ 地下水位の状況確認
- ・ 地耐力を算定するための地盤強度の確認

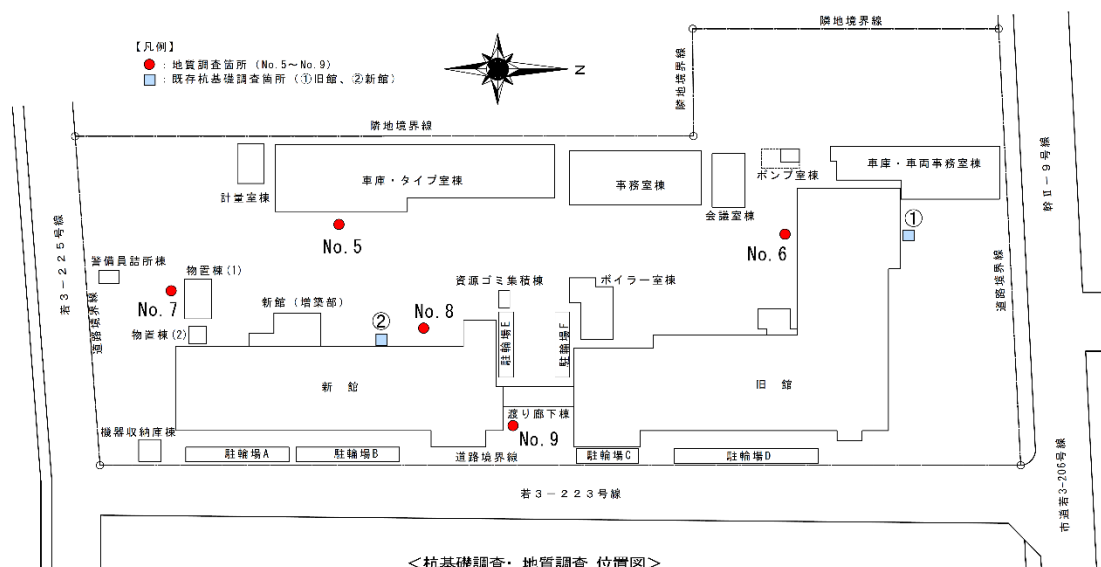
【調査箇所表】

項目	地質	No.5	No.6	No.7	No.8	No.9	計
		(No.2 適用)	(No.4 適用)	(No.1 適用)	(No.2 適用)	(No.4 適用)	
ボーリング (m) φ 66 mm	砂・粘土※	3.2	2.0	0.5	3.2	2.0	10.9
	砂礫・軟岩※	6.8	3.1	9.5	6.8	3.1	29.3
	玉石混り砂礫	-	4.9	-	-	4.9	9.8
	計	10.0	10.0	10.0	10.0	10.0	50.0
標準貫入 試験(回)	砂・粘土	3	2	1	3	2	11
	砂礫・軟岩	7	3	9	7	3	29
	玉石混り砂礫	-	5	-	-	5	10
	計	10	10	10	10	10	50

注)※:ノンコアボーリング

注)既調査(No.1~No.4)は、「資料 15 本庁舎敷地地盤調査ボーリング柱状図」参照

注)調査深さは監督員の指示による。尚、数量の増減は設計変更の対象とする。



2. 業務の実施

(1) 一般事項

a. 実施設計技術協力業務

- ①提示された基本設計図書、及び実施設計や技術協力業務の与条件・適用基準に基づき行う。
- ②積算業務は、監督員の承諾を受けた実施設計図書及び適用基準による。
- ③実施設計図には、国土交通省「施工条件明示について」（平成 14 年 5 月 30 日付け国営計第 24 号）を参考に、明示すべき施工条件を記載する。
- ④工事施工において、複数選択が可能となるよう鉄骨造の柱脚に既製品を用いる場合は、3 社以上（監督員と協議する。）の製品いずれを採用しても、構造耐力上主要な部分（上部構造、下部構造（RC 柱型部分含む。））が、建築基準関係規定に適合し、かつ、既製品柱脚以外の部材に変更が生じないようにする。この場合、柱脚部の RC 柱型部分のコンクリートの強度・柱型の大きさ、主筋径・本数、せん断補強筋・間隔等についても、変更がないよう設計する。また、建築基準法第 6 条に基づく建築確認申請には、監督員と協議して前記 1 社分の既製品柱脚で設計した構造計算書一式を添付するものとし、それ以外の 2 社分については、参考値として、層間変形角、検定比一覧表、剛性・偏芯率一覧、保有水平耐力一覧、メッセージ一覧、電子データ入力一覧等を建築確認申請書に添付する。
- ⑤工事施工において、複数選択が可能となるよう床版にデッキプレートを用いる場合は、3 社以上（監督員と協議する。）の既製品いずれを採用しても、構造耐力上主要な部分（上部構造、下部構造）が、建築基準関係規定に適合し、かつ、デッキプレート以外の部材に変更が生じないようにする。
- ⑥省エネルギー関係計算書の作成及び申請手続業務が適用の場合は、エネルギーの使用の合理化等に関する法律に基づく。（標準入力法・モデル建物法）
- ⑦改修設計において、設計対象範囲に「福島県県有建築物の非構造部材の減災化計画」に定める非構造部材がある場合は、当該部材の改修方針について監督員と協議する。

b. 構造調査業務

- ①提示された調査与条件、基本設計図書及び適用基準等に基づき行う。
- ②室内における解体・掘削や、コンクリートコア抜き、躯体はつり等の騒音・振動が発生する作業については、土・日曜日及び祝日とする。
- ③調査は、契約締結後、速やかに実施すること。

c. 地盤調査業務

- ①提示された調査与条件、基本設計図書及び適用基準等に基づき行う。
- ②調査位置及び時間帯については監督員と協議すること。
- ③調査は、契約締結後、速やかに実施すること。

(2) 適用基準等

本業務に福島県及び会津若松市、また国土交通省が制定する以下に掲げる技術基準等を適用する。受注者は業務の対象である施設の設計内容及び業務の実施内容が技術基準等に適合するよう業務を実施しなければならない。なお、各図書は福島県、会津若松市、国土交通省大臣官房官庁営繕部が監修した出版物等であり、年度版については原則として最新版を適用する。

a. 共 通

[福島県・会津若松市]

○人にやさしいまちづくり条例－施設整備マニュアル

○福島県電子納品運用ガイドライン(案)（建築・設備設計業務委託編）

- 会津若松市公共建築物等における木材利用の促進に関する指針（木質化）
- 福島県再エネ・省エネ推進建築物整備指針
- 福島県再エネ・省エネ推進建築物設計ガイドライン
- 設備工事に係る専門工事設計図書作成要領
- 福島県建築設備耐震・対津波計画指針
- 建築関係工事積算基準（福島県土木部）
- 福島県建築・設備設計要領（福島県土木部）
- 地質調査業務共通仕様書（福島県土木部）
- [大臣官房官庁営繕部監修]
- 官庁施設の基本的性能基準
- 官庁施設の総合耐震・対津波計画基準
- 官庁施設の総合耐震診断・改修基準
- 官庁施設の環境保全性基準
- 官庁施設のユニバーサルデザインに関する基準
- 公共建築工事積算基準等資料
- 建築設計業務等電子納品要領
- 建築物解体工事共通仕様書
- 建築工事における建設副産物管理マニュアル

b. 建 築

- 建築工事設計図書作成基準
- 敷地調査共通仕様書
- 公共建築工事標準仕様書（建築工事編）
- 建築・設備工事共通仕様書（福島県土木部）
- 公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）
- 建築設計基準
- 建築構造設計基準
- 建築工事標準詳細図
- 擁壁設計標準図
- 構内舗装・排水設計基準
- 表示・標識標準
- 土木工事共通仕様書
- 土木工事標準設計図集

c. 建築積算

- 福島県建築関係工事積算基準
- 公共建築数量積算基準
- 公共建築工事内訳書標準書式（建築工事編）
- 公共建築工事見積標準書式（建築工事編）

d. 設 備

- 建築設備計画基準
- 建築設備設計基準
- 建築設備工事設計図書作成基準
- 公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編・機械設備工事編）
- 建築・設備工事共通仕様書（福島県土木部）
- 公共建築設備工事標準図（電気設備工事編・機械設備工事編）

- 公共建築改修工事標準仕様書（電気設備工事・機械設備工事編）
- 雨水利用・排水再利用設備計画基準
- 建築設備耐震設計・施工指針（国土交通省住宅局建築指導課）
- 建築設備設計計算書作成の手引

e. 設備積算

- 福島県建築関係工事積算基準
- 公共建築設備数量積算基準
- 公共建築工事内訳書標準書式（設備工事編）
- 公共建築工事見積標準書式（設備工事編）

(3) 業務計画書

- a. 業務計画書には、契約図書の設計方針に基づき、次の各号に掲げる事項を記載するものとする。
- 委託業務方針
 - 業務実施体制（社内審査体制を含む。）
 - 担当（技術）者名及び資格等
 - 業務実施工程表
 - 再委託者がある場合は、再委託者の概要、担当する業務内容及び担当技術者名並びに資格等
 - その他、監督員が必要に応じ指定する事項
- b. 受注者は、業務実施工程表の作成にあたっては、建築確認申請の手続きが必要な場合には、この所要日数を確保したものとし、また、監督員が行う成果物等の審査確認のための日数を確保するものとする。
- c. 受注者は、前項の業務実施工程表の作成について、あらかじめ監督員と協議を行うものとする。これを変更する場合も同様とする。
- d. 受注者は、提出した業務実施工程表に基づき業務を進めるとともに、工程に遅滞が生じた場合は、監督員と委託期間内に業務が完了するよう速やかに工程の見直し協議を行わなければならない。
- e. 受注者は、委託業務について再委託者がある場合には、契約書に基づき、業務の一部を委任する再委託者及び内容について、発注者の承諾を得て業務計画書を作成しなければならない。この場合、c. の業務実施工程表の作成については、再委託者と十分協議したもので、監督員と協議することとする。これらは変更する場合も同様とする。
- f. 受注者は、技術提案書により提案された履行体制により当該業務を履行しなければならない。

(4) 打合せ及び記録

打合せは次の時期に行い、速やかに記録を作成し、監督員に提出する。

- (a) 業務着手時
- (b) 監督員又は管理技術者が必要と認めた時
- (c) その他

(5) その他、業務の履行に係る条件等

- (a) 指定部分の範囲 （ 会津若松市庁舎整備基本設計図書による ）
- (b) 成果物の提出場所 （ 企画調整課 庁舎整備室 ）

(c) 成果物の取扱い

提出されたCADデータについては、当該施設に係る工事における施工図の作成、当該施設の完成図の作成及び完成後の維持管理に使用することがある。

(d) 写真等の著作権の権利等について

受注者は写真等の撮影を再委託する場合は、次の事項を条件とすること。

- ① 写真等は会津若松市が行う事務や会津若松市が認めた公的機関の広報に無償で使用することができる。この場合において著作者名を表示しないことができる。
- ② 次に掲げる行為をしてはならない。（ただし、あらかじめ発注者の承諾を受けた場合は、この限りではない。）
 - 1) 写真等を公表すること。
 - 2) 写真等を他人に閲覧させ、複写させ、又は譲渡すること。

(e) 構造計算

構造計算書を作成する場合は、計算の仮定及び方針を明記し、構造方法等の認定に係るものである場合には認定書の写しを添付して、建築（構造）設計図の作成に着手する前に監督員に承諾を受けなければならない。

(f) 特別経費

本業務では特別経費として、RIBC利用料金を見込んでいる。

3. 成果物

成果物	規格	備考
(1) 実施設計技術協力業務 ① 施工実施方針・技術提案等 1) 業務報告書 ・ 総合施工計画の検討成果 ・ 仮設計画の検討成果 ・ 工事工程表 ・ 技術提案・VE提案検討書 ・ 各種検討資料 ② コスト管理支援 1) VE提案等の工事費内訳明細書 2) 実施設計に基づく工事費見積書 ・ 各積算数量調書・算出書 ・ 各見積書・見積書比較調書 ・ 各種管理資料		
(2) 構造・地盤調査業務 ① 調査報告書 ② 調査試料等 ③ その他監督員の指示するもの		※調査結果を構造計算に反映するため、設計者が指定する日までに調査データを提出
(3) その他 ① 各種技術資料 ② 打合せ記録書等		
・ 成果物の内容について、監督員の承諾を受けること。 ・ 発注者・監督員との協議、報告、承諾等の際に用いる資料等については、成果物に準じて作成するよう努めること。 ・ 審査用資料を監督員が指定する日までに監督員に提出する。		

(注)：成果物は、監督員の指示により、製本とする。

- : 成果物の名称や内容は、発注者と受託者との事前協議により詳細を決定する。
- : 電子データの提出については、「福島県電子納品運用ガイドライン(案)」、「建築設計業務等電子納品要領」及び「建築 CAD 図面作成要領 (案)」による

(3) 電子データの提出

以下の構成により電子納品版を作成し、提出する。

成果物	規格	部数	備考
紙データ版に収めた全てのデータ	CD-R 又は DVD-R	2部	正副とし、それぞれケースに収める。

- 注) : 成果物のファイル形式は発注者と受託者との事前協議により詳細を決定する。
- : 納品する CD-R、DVD-R には、タイトルを記載するとともに、内部のデータについても製本と同じタイトルを付したフォルダやファイル名を作成し、焼き付ける。
 - : データについては、製本版と同じ体裁で作成した PDF 版とともに、以下の形式により格納する。
 - ①文書：Microsoft Word 形式又は Microsoft Excel 形式
 - ②表、グラフ：Microsoft Excel 形式又は Microsoft PowerPoint 形式
 - ③図面：JWW 形式もしくは JWCAD で正常に出力可能な形式
 - ④写真データ：Jpeg 形式

III. 成果物等の納入部数

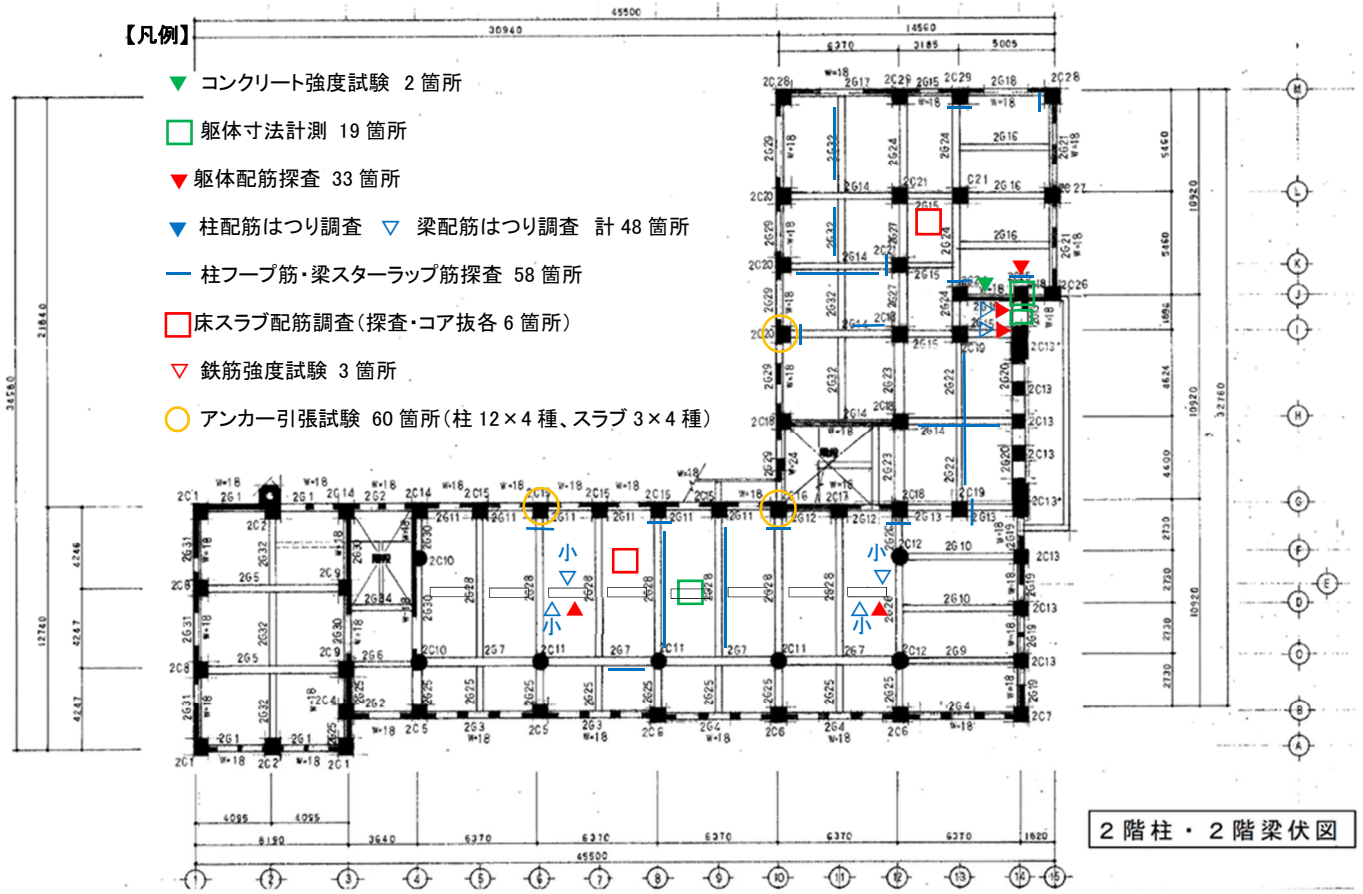
基本設計・実施設計		
共通事項	<ul style="list-style-type: none"> ○会津若松市建築設計業務委託契約約款 ○著作権を共有 ○電子媒体 (CD-R 等) 2部 (業務報告書、打合せ記録簿、成果物一式) 	※著作権の適用を成果物の表紙右上に明記する。 福島県電子納品運用ガイドライン(案) (建築・設備設計業務委託編) による。
設計図書等の種類		適用
技術協力業務	(1) 施工実施方針・技術提案等 ○業務報告書 正副各 1部	監督員の指示により、作成する。
	(2) コスト管理支援 ○工事費内訳明細書等 正副各 1部 ○工事費見積書 正 2部	営繕積算システム R I B C ※内訳書ファイル形式とする。 ※一般財団法人 建築コスト管理システム研究所が提供するシステム
構造・地盤調査業務	○調査報告書等 正副各 1部	監督員の指示により、作成する。

IV. 貸与資料

資料名	適用
<ul style="list-style-type: none"> ○敷地測量図 ○地盤調査資料 ○基本設計図書 ○旧館耐久性調査報告書 ○耐震診断・補強計画報告書等（旧館） ○既存建築物等設計図 	
<ul style="list-style-type: none"> 貸与場所（ 企画調整課 庁舎整備室 ） 貸与時期（ 業務開始時等 ） 返却場所（ 貸与場所と同じ ） 返却時期（ 業務完了時等 ） 	

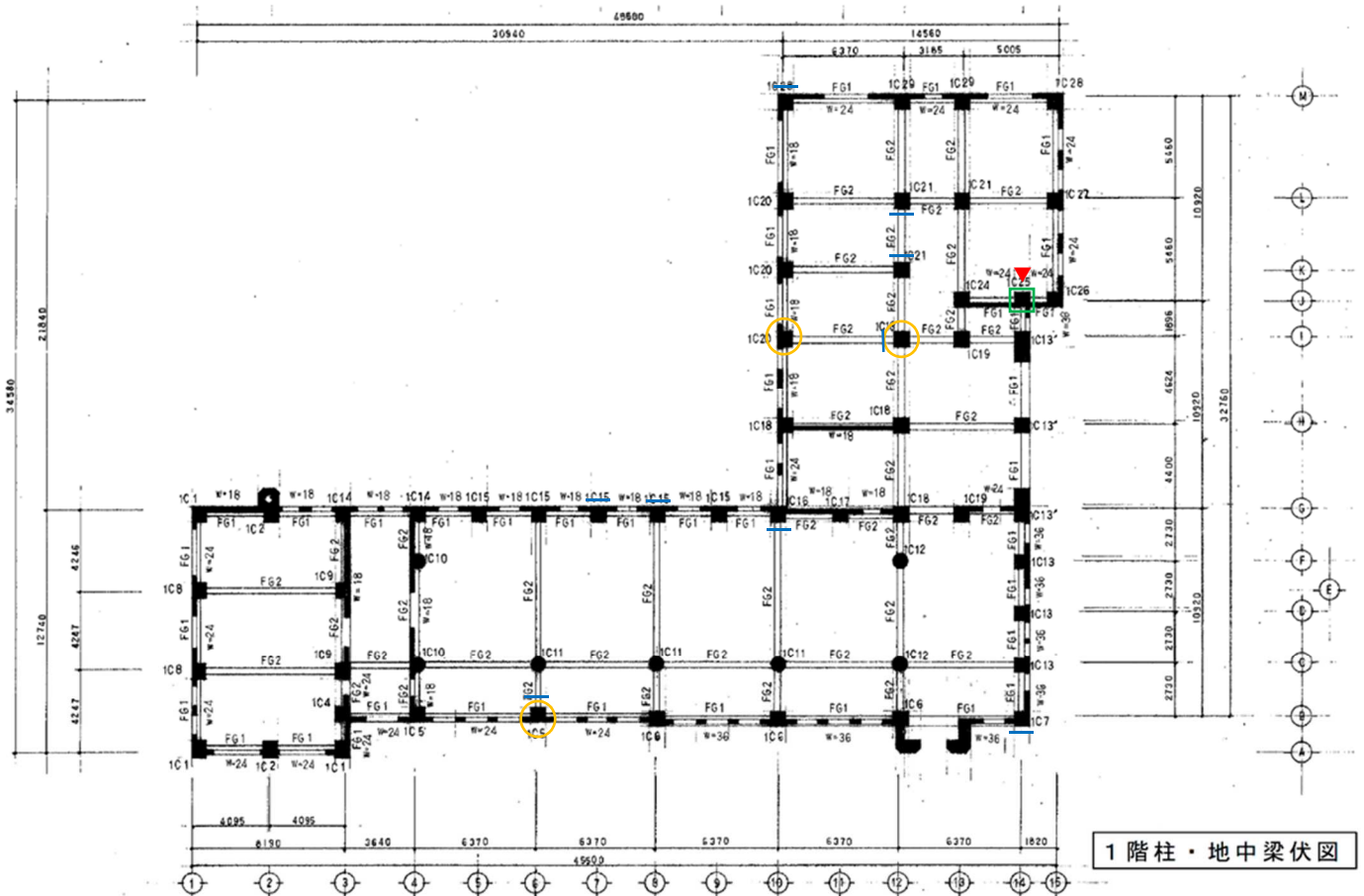
【凡例】

- ▼ コンクリート強度試験 2箇所
- 躯体寸法計測 19箇所
- ▼ 躯体配筋探査 33箇所
- ▼ 柱配筋はつり調査 ▼ 梁配筋はつり調査 計48箇所
- 柱フープ筋・梁スターラップ筋探査 58箇所
- 床スラブ配筋調査(探査・コア抜各6箇所)
- ▽ 鉄筋強度試験 3箇所
- アンカー引張試験 60箇所(柱 12×4種、スラブ 3×4種)



2階柱・2階梁伏図

※▼柱・▼梁配筋はつり調査でサイズ記載がない箇所:中



1階柱・地中梁伏図

